

佐賀県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年七月十三日から平成二十二年八月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄塩田線	武雄市武雄町大字武雄字馬場崎五〇 二二番一地从先から 武雄市武雄町大字武雄字四十九重四 六二三番一地从先まで	平成二二・七・一三